令和９年度　村上市ことばとこころの相談室（会計年度任用職員）療育指導員　募集要項

（令和８年 11 月募集）

応　募　資　格	① 配慮の必要な児童生徒への支援・指導、保護者の相談対応について、経験がある人。 ② 言語聴覚士、公認心理師、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士のいずれかの資格を有する人。 ③ 普通自動車免許を有する人。 上記、①～③の全ての条件を満たす人を募集します。
応 募 方 法 等	応募希望者には裏面に記載の窓口にて応募申込書をお渡しします。 応募申込書と誓約書に必要事項を記入の上、資格証明書の写しを添付して、窓口に提出してください。（土・日・祝日を除く　8:30～17:00） 応募申込書は、村上市ホームページからもダウンロードできます。 ※裏面にホームページに繋がる二次元コードの表示があります。 ※募集申込期間　令和８年 11 月２日（月）～令和８年 11 月 30 日（月）
雇　用　期　間	令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日
勤　務　内　容	① 配慮の必要な児童生徒に関する支援・指導、保護者の相談対応 ② 知能検査、発達検査の実施 ③ その他、ことばとこころの相談室の業務に関すること
勤　務　条　件	【勤務日、勤務時間】 月～金曜日　１日 7.5 時間　※祝日を除く ＜午前８時 30 分～午後５時（休憩時間１時間）＞ 【報　　酬】 月額　234,030 円　※改定により変更になる場合があります。 【費用弁償（通勤手当相当）】 通勤距離が片道２㎞以上ある場合は、通勤距離に応じて通勤費相当額を支給します。 【期末・勤勉手当】 ６月期及び 12 月期に支給します。基準日（６月１日、12 月１日）現在に在職している者で、雇用期間が６月以上でかつ週 30 時間以上の勤務時間の者に支給します。 【健康保険・厚生年金の適用】 週 20 時間以上勤務する場合で、雇用期間が２ヶ月を超えて継続する方。 【雇用保険の適用】 週 20 時間以上勤務する場合で、31 日以上継続して雇用する方は、雇用保険に加入します。 【休暇】 ① 有給休暇が１年間の勤務日数等に応じて最大 10 日付与され、さらに勤続年数により最大 20 日まで付与されます。また、翌年度に 20 日を限度に繰越できます。 ② １週間の勤務時間が 30 時間以上の方には、勤務日数に応じて夏季休暇が付与されます。 【試用期間】 雇用開始日から１か月間。
採 用 選 考 方 法	応募申込書提出後、12 月中に面談を行い選考します。

特　記　事　項	・村上市のことばとこころの相談室に従事する者については、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、村上市会計年度任用職員応募申込書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
申　込　及　び 問い合せ窓口	村上市こども課　ことばとこころの相談室　　（直通）　0254-52-5550 子育て政策室　　（直通）　0254-53-3201 ※応募申込書等を郵送する場合は、下記へ送付してください。 〒958-0837　村上市三之町２番 41 号 村上市ことばとこころの相談室（村上小学校内）宛て

ホームページ　二次元コード→